

# 税制改正大綱について

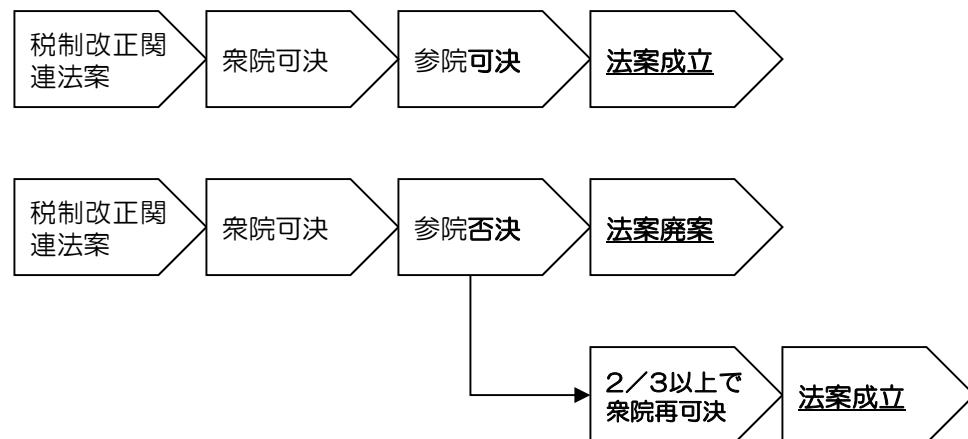
# 税制改正大綱について

平成24年度税制改正大綱は平成23年12月10日に公表されました。それを受け、その内容は税制改正関連法案として平成24年1月に始まる通常国会に提出されます。

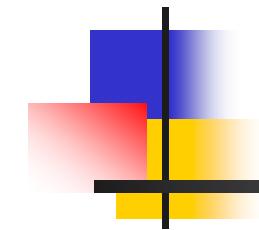
税制改正関連法案は、予算関連法案の1つで、あくまでも法案です。予算案ではありません。

予算案は衆議院を通過すれば、たとえ参議院で否決されても成立し（衆院の優越規定）、衆議院通過後30日以内に参議院で採決されなければ自然成立します。それに対して予算関連法案は、衆議院を通過後、参議院で可決されれば成立し、参議院で否決されれば、再び衆議院で3分の2以上の賛成を得て再可決されなければ、廃案となります。

従いまして、平成24年度税制改正大綱は、予算関連法案として国会で成立して初めてその内容が確定します。また、理論的には国会審議で法案の内容を修正することも可能となりますので、国会で成立した時点でその内容を再確認する必要があります。その点もご留意ください。



※法案が成立した場合、原案通りか修正案となっているかも  
ご留意ください。

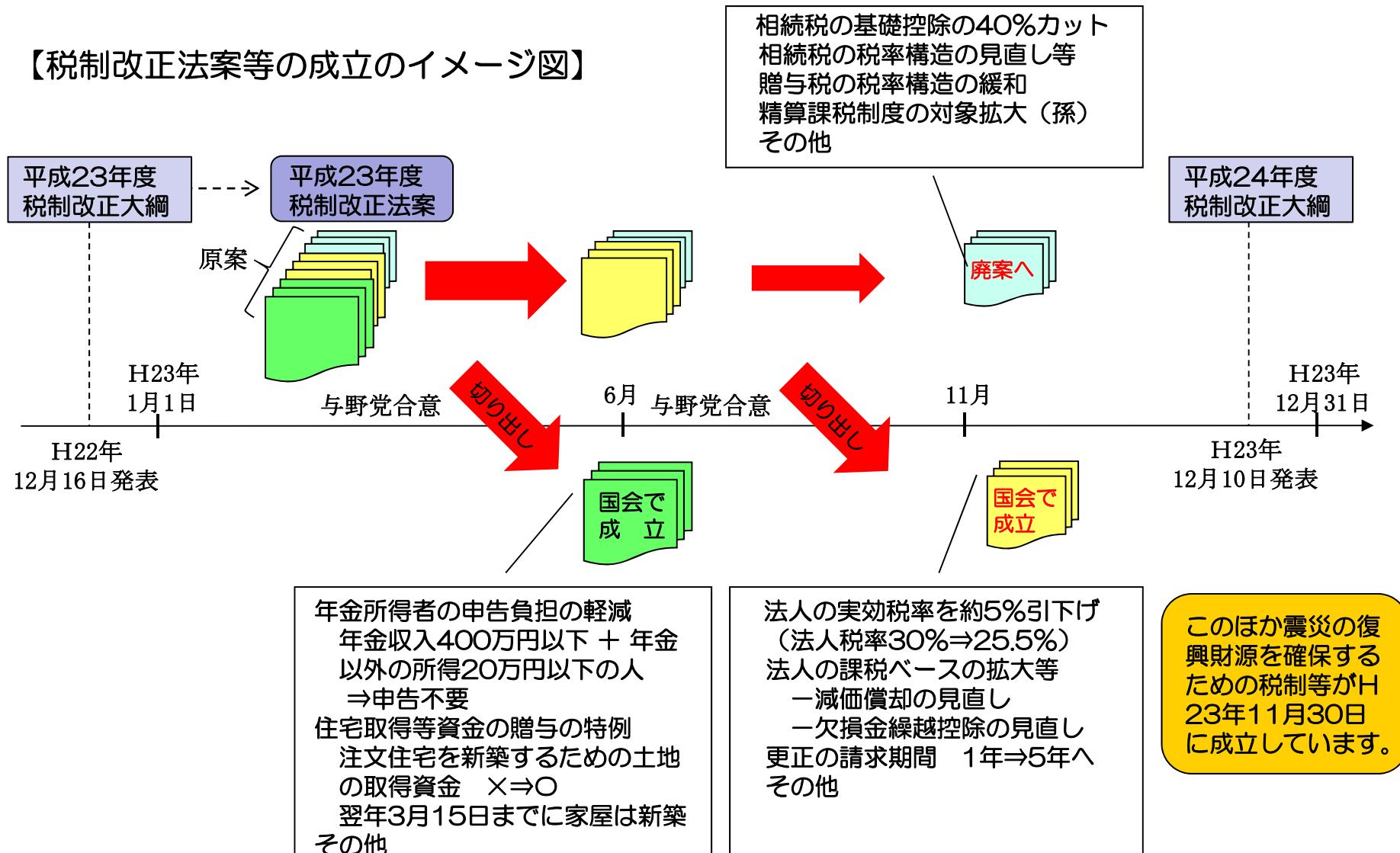


# 税制改正の流れ

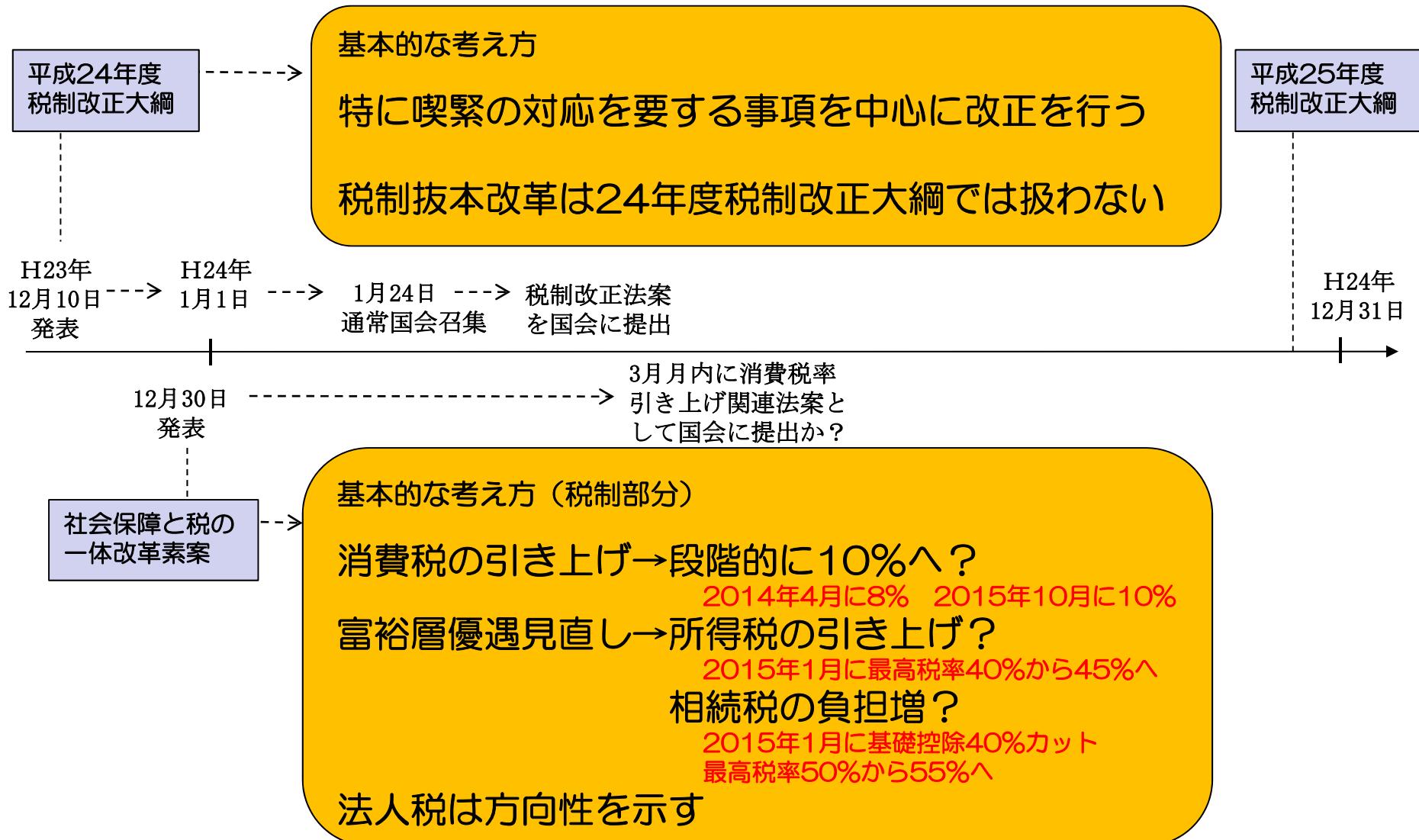
平成23年度税制改正法案から  
今後の税制改正のスケジュールまで

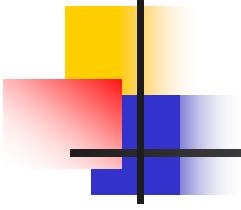
# 平成23年度税制改正法

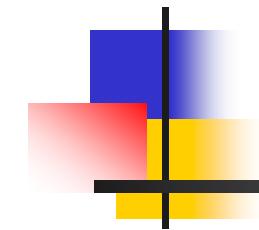
## 【税制改正法案等の成立のイメージ図】



# 平成24年度税制改正と社会保障・税一体改革素案







# 法人税率の引下げ

平成23年度税制改正 平成23年11月30日成立済

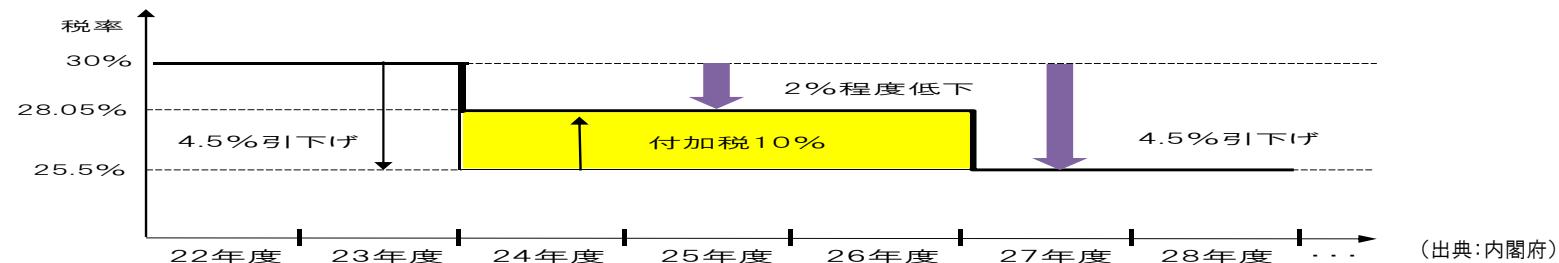
# 平成23年度税制改正による法人税率の引下げ

## ポイント

東日本大震災の復興財源を賄うための「復興財源確保法」が平成23年11月30日に成立しました。また、この成立と同時に継続審議となっていました「平成23年度税制改正法案」についても法人課税と国税通則法に関する部分だけが成立しております。これにより、法人税については、**税率の引下げ**及び課税ベースの拡大が行われました。

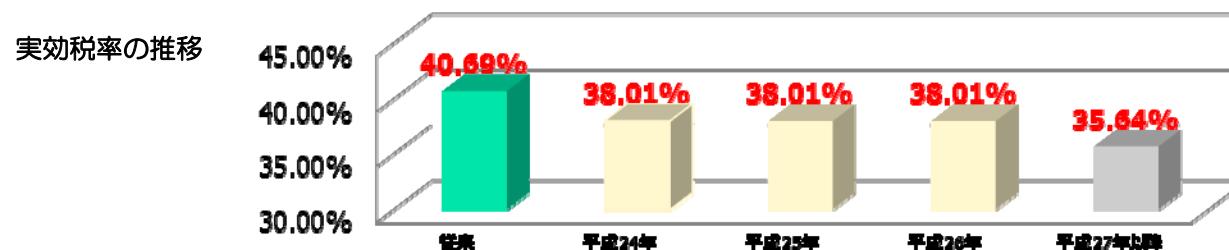
## 改正内容

法人税率については、単純な引下げが行われるだけでなく、復旧・復興財源として法人付加税が10%課せられます。但し、企業の国際競争力等の観点から、3年間に限った措置となり、結果として下図のような変則的な税率となりました。



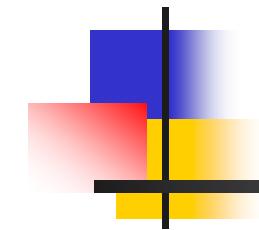
※中小法人の所得金額のうち年800万円以下の部分については、**22%**（平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度については**18%**）から**19%**（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については**15%**）への引下げとなりました。なお中小法人の平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、現行の税率の18%が適用されます。

**実効税率**についても下記のように年度により異なるかたちとなります。



## 適用時期

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用



# 平成23年度税制改正（積み残し項目）

平成23年度税制改正 平成23年11月30日成立済

# 修正平成23年度税制改正法①（法人課税）

## ポイント

法人税については、税率の引き下げ及び課税ベースの拡大が行われました。

## 改正内容

法人税については、税率の引き下げ及び課税ベースの拡大が行われました。

項目	概要	適用時期
法人税率	普通法人の法人税率について30%から25.5%へ引下げ	平成24年4月1日以後の開始事業年度から適用
中小法人の 軽減税率	中小法人の軽減税率を18%から15%へ引下げ	平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する事業年度に適用
減価償却	減価償却資産の定率法の償却率を定額法の償却率（1/耐用年数）を2.0倍した数（現行2.5倍）とする（所得税も同様）	平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産から適用（経過措置あり）
繰越欠損金	中小法人以外の法人： 繰越欠損金の控除限度額について、繰越控除する事業年度の繰越控除前の所得金額の80%に制限	平成24年4月1日以後の開始事業年度から適用
	繰越欠損金の繰越期間が9年に延長（現行7年）	平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用
貸倒引当金	廃止（銀行、保険会社その他これらに類する法人、中小法人等及び売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等は除く）	平成24年4月1日以後に開始する事業年度から段階的に廃止

## 適用時期

平成23年12月2日から施行、各適用時期は上図参照

# 修正平成23年度税制改正法②（国税通則法 税務調査）

## ポイント

税務調査に入る際の事前通知制度、調査終了の際の具体的な手続き等が明文化されました。

## 改正内容

### （1）税務職員による質問検査権

税務職員は、所得税等に関する調査等について必要があるときは、納税義務者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、またはその物件（その写しを含む）の提示もしくは提出も求めることとする質問検査権に関する規定について、横断的に整備されました。

### （2）納税者から提出された物件の預かり

税務職員は、国税の調査について必要があるときは、提出された物件を留めておくことができる事が明文化されました。

### （3）税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査権をおこなわせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨および調査を開始する日時や調査の目的等を通知することになります。ただし、税務署長等が、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等または税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、通知を要しないことになりました。

### （4）調査終了の際の手続

#### ①更正決定等すべきと認められない場合

税務署長等は実地調査終了後、納税義務者に対し、「その時点において更正決定等をすべきと認められない旨」を書面により通知することになりました。

#### ②更正決定等すべきと認められる場合

税務職員は、その調査結果の内容を説明することになりました。この説明をする場合に、税務職員は納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができることになりました。修正申告等を行った場合には、その部分について不服申立てができるが更正の請求ができる旨を説明し、その旨を記載した書面を交付しなければならないことになりました。

## 適用時期

（1）（3）（4） 平成25年1月1日以後に行われる質問検査等について適用

（2） 平成25年1月1日以後に提出される物件について適用

# 修正平成23年度税制改正法③（国税通則法 更正の請求期間）

## ポイント

納稅者が更正の請求ができる期間が1年から5年に延長されました。  
これに伴い、課税庁が増額更正できる期間も3年から5年に延長されました。

## 改正内容

### (1) 更正の請求ができる期間の延長

税目		改正前	改正後
法人税	純損失等の金額に係るもの	1年	9年
	移転価格税制に係るもの	1年	6年
	その他	1年	5年
贈与税		1年	6年
上記以外		1年	5年

### (2) 課税庁が増額更正できる期間の延長

- ① 課税庁が増額更正できる期間が3年（法人税は5年）から5年に延長されました。
- ② 法人税に係る純損失等の金額でその課税期間において生じたものを増加させ、もしくは減少させる更正またはその金額があるものとする更正ができる期間は9年に延長されました。
- ③ 偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合の課税庁による増額更正期間は、改正前同様に7年で存置されました。

## 適用時期

(1) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用  
(ただし「9年」の部分は平成24年3月31日までは「7年」)

(2) ①③ 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用  
② 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた純損失等について適用  
(ただし「9年」の部分は平成24年3月31日までは「7年」)

# 修正平成23年度税制改正法④（国税通則法 当初申告要件の廃止）

## ポイント

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けるようになりました。

## 改正内容

申告時に選択した場合に限り適用が可能な当初申告要件があった下図の措置について、更正の請求の範囲が拡大されました。

当初申告要件が廃止された措置		適用時期
所得税 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者の特定支出の控除の特例</li> <li>・保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例</li> <li>・純損失の繰越控除</li> <li>・雑損失の繰越控除</li> <li>・変動所得及び臨時所得の平均課税</li> <li>・外国税額控除</li> <li>・資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入</li> </ul>	平成23年12月2日の属する年分 以後の所得税から適用
法人税 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受取配当等の益金不算入</li> <li>・外国子会社から受ける配当等の益金不算入</li> <li>・国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入</li> <li>・会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入</li> <li>・協同組合等の事業分量配当等の損金算入</li> <li>・所得税額控除</li> <li>・外国税額控除</li> <li>・公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例</li> <li>・引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例</li> <li>・特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例</li> <li>・特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例</li> <li>・特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例</li> </ul>	平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用
相続税 贈与税 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者に対する相続税額の軽減</li> <li>・贈与税の配偶者控除</li> <li>・相続税における特定贈与財産の控除</li> </ul>	平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税から適用

# 修正平成23年度税制改正法⑤（国税通則法　控除額の制限の見直し）

## ポイント

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができるようになりました。

## 改正内容

「控除額の制限」があった下図の措置について、更正の請求の範囲が拡大されました。

控除額の制限が見直された措置		適用時期
所得税 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国税額控除</li> <li>• 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除</li> <li>• 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例</li> <li>• エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</li> <li>• 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除</li> <li>• 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</li> <li>• 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除</li> <li>• 所得税の額から控除される特別控除額の特例</li> <li>• 青色申告特別控除（65万円）</li> <li>• 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除</li> </ul>	平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用
法人税 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受取配当等の益金不算入</li> <li>• 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</li> <li>• 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入</li> <li>• 所得税額控除</li> <li>• 外国税額控除</li> <li>• 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例</li> <li>• エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 法人税の額から控除される特別控除額の特例</li> <li>• 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 國際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</li> <li>• 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除</li> </ul>	平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用

# 修正平成23年度税制改正法⑥（国税通則法その他・個人住民税）

## ポイント

更正の請求期間の延長や更正の請求の範囲の拡大に伴い、手続きや罰則規定も改訂されました。  
退職所得に係る個人住民税の10%控除が廃止されました。

## 改正内容

### 【国税通則法】

#### (1) 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合の処罰規定

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）が設けられました。

#### (2) 「事実を証明する書類」の添付義務の明確化

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

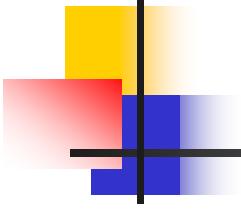
### 【個人住民税】

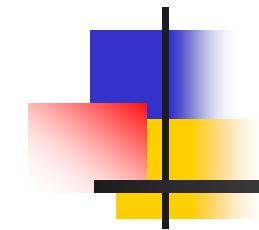
退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が平成25年1月から廃止されました。

## 適用時期

国税通則法 平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用

個人住民税 平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用





# 復興特別税

復興財源確保法 平成23年11月30日成立済

# 復興財源確保法（復興特別法人税）

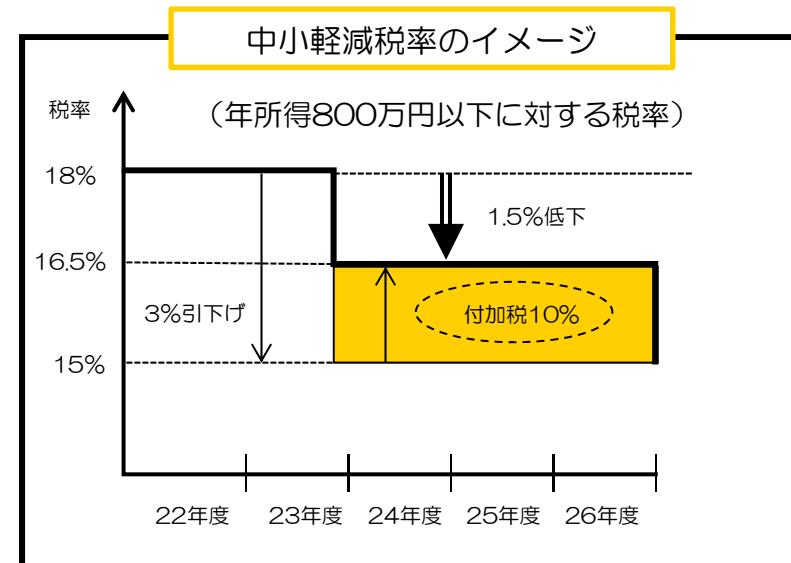
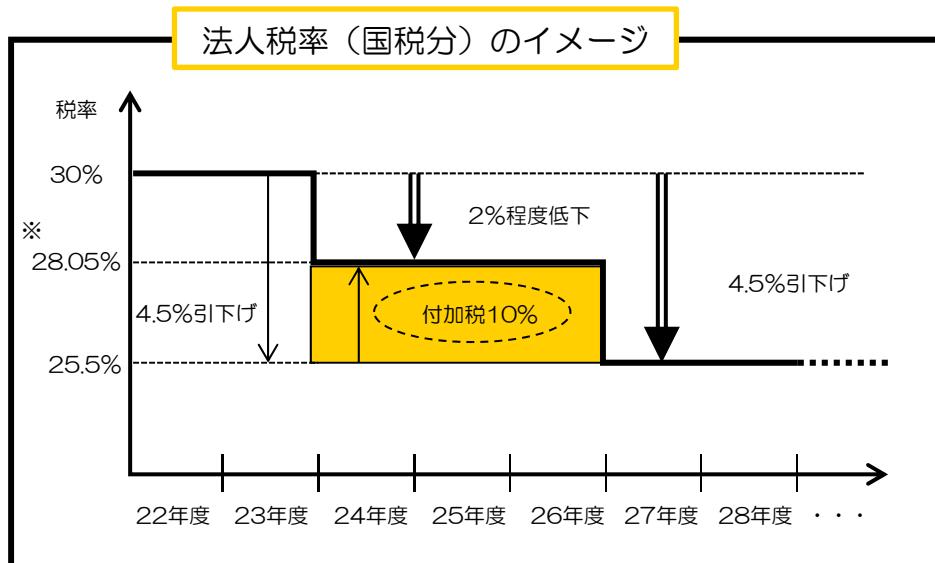
## ポイント

23年度税制改正法案の恒久減税（法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大）と復興財源としての復興特別法人税が同時に実施されました。法人税率については、単純な引下げが行われるだけでなく、復旧・復興財源として法人付加税が10%課せられます。但し、企業の国際競争力等の観点から、3年間に限った措置となり、結果として下図のような変則的な税率となります。

## 改正内容

$$\text{復興特別法人税額} = \text{各課税事業年度の基準法人税額} \times 10\%$$

基準法人税額とは、特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除および土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する規定を適用しないで計算した法人税の額で、附帯税の額を除きます。



## 適用時期

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

# 復興財源確保法（復興特別所得税・個人住民税）

## ポイント

東日本大震災の復興財源に充てる臨時増税を巡り、たばこ増税を盛り込まない代わりに、所得税と個人住民税の負担を増やすこととされました。

## 改正内容

### （1）復興特別所得税

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

基準所得税額とは、外国税額控除を適用しないで計算した所得税の額で、附帯税の額を除きます。

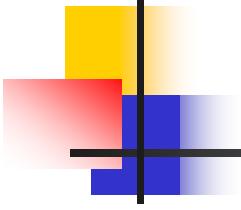
納税義務者		課税標準となる基準所得税額	適用時期
個人	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税の額	平成25年1月1日から 平成49年12月31までの各年
	非永住者	国内源泉所得および国外源泉所得のうち国内払いのもの又は 国内に送金されたものに対する所得税の額	
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税の額	
法人	内国法人	利子および配当等に対する所得税の額	平成25年1月1日から 平成49年12月31まで
	外国法人	国内源泉所得のうち、利子、配当および使用料等に対する所得税の額	

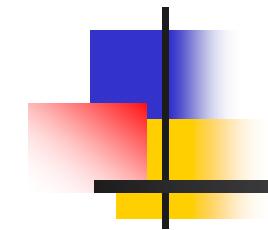
### （2）個人住民税の均等割りの標準税率の引上げ

平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の標準税率が1,000円引き上げられ、年額4,000円から5,000円になりました。

## 適用時期

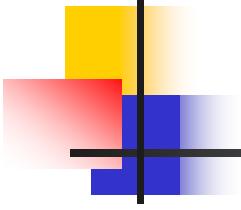
- (1) 平成25年1月1日から適用
- (2) 平成26年度分から適用

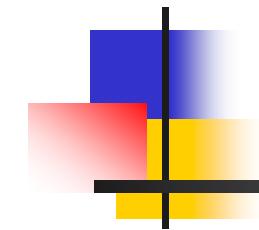




# 平成24年度税制改正案

平成23年12月10日発表





# 法人税関連

平成24年度税制改正案

延長

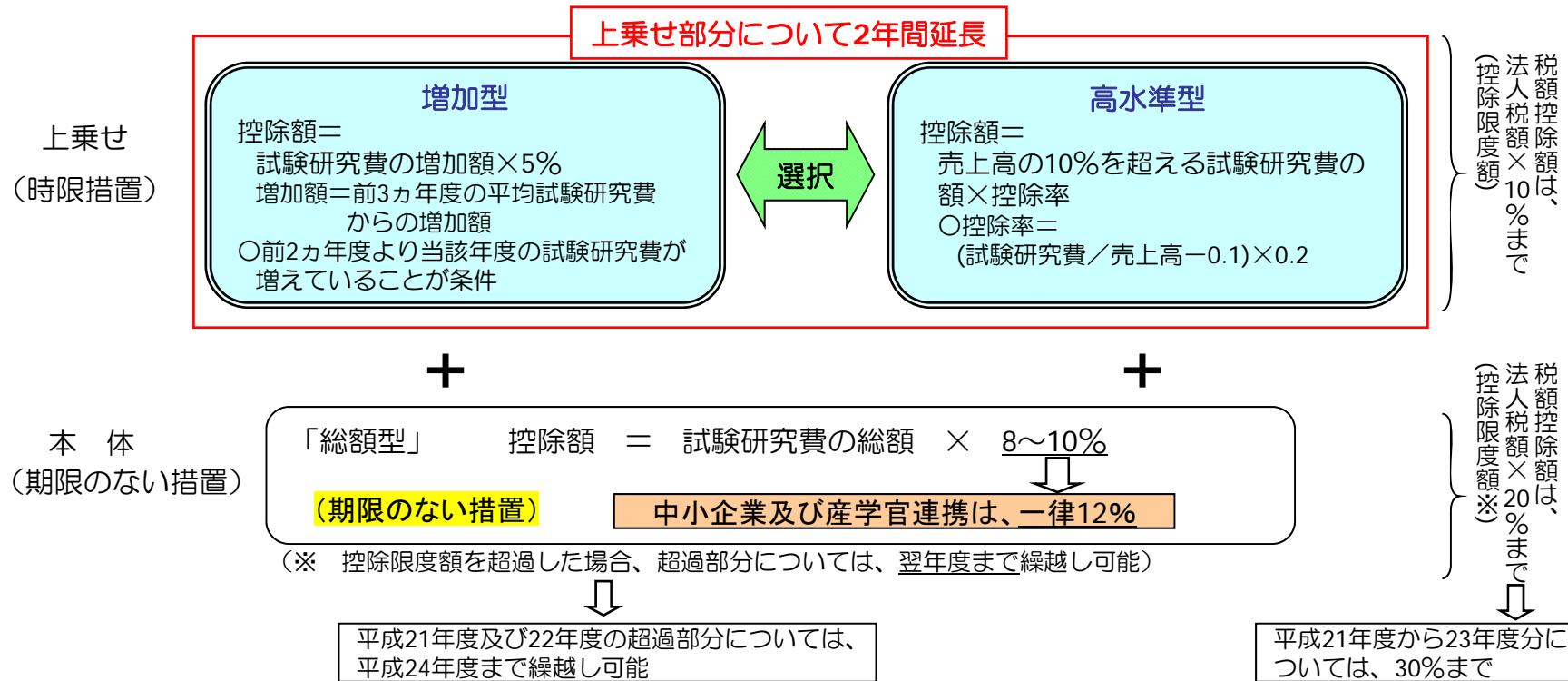
# 研究開発促進税制（法人税・所得税・法人住民税）

## ポイント

イノベーションの促進により我が国の成長力・国際競争力を強化するため、積極的に研究開発投資を行う企業（研究開発費を増加させる企業や売上高試験研究費比率の高い企業）に対する投資インセンティブを強化する措置が、現行制度のまま2年間延長されます。

## 改正内容

増加型と高水準型の上乗せ措置について、現行制度のまま2年間延長されます。（平成25年度末まで）



## 適用時期

平成26年3月まで延長

# 環境関連投資促進税制（法人税・所得税）

拡充

## ポイント

再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却（30%）を、初年度即時償却ができます。

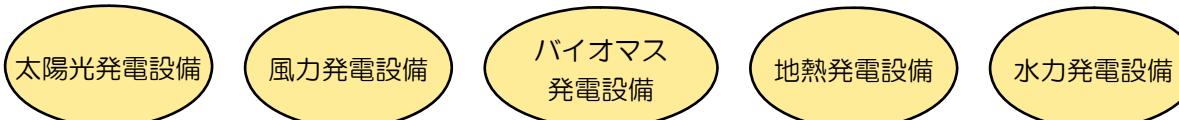
## 改正内容

環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却することができます。

特別償却額	H23/6/30～ H24/3/31	H24/4/1～ H25/3/31	H25/4/1～ H26/3/31
環境関連投資促進税制の対象資産  対象資産のうち、太陽光発電設備などで電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のもの	取得価額× 30%	取得価額× 30%	取得価額× 30%

注) 資本金1億円以下の一定の法人等については、税額控除との選択適用が可能となっています。

### 再生可能エネルギー設備



## 適用時期

平成25年3月31日までの事業供用分まで適用

拡充

# 中小企業投資促進税制（法人税・所得税）

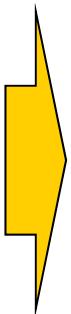
## ポイント

中小企業投資促進税制の対象資産に品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、現行制度が2年間延長（平成25年度末まで）されます。

## 改正内容

中小企業投資促進税制について、対象資産に試験研究機器等を追加し、複合機の範囲の見直しを行ったうえで、引き続き税額控除（7%）または特別償却（30%）の選択適用を認める措置を2年間延長

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて(1台160万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア 複数基計70万円以上
	貨物自動車 車両総重量3.5t以上
	内航船舶 取得価額の75%
	措置内容 特別償却30%又は税額控除7% (税制控除は資本金3千万円以下に限る)



対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて(1台160万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア 複数基計70万円以上
	貨物自動車 車両総重量3.5t以上
	内航船舶 取得価額の75%
	措置内容 特別償却30%又は税額控除7% (税制控除は資本金3千万円以下に限る)

【試験機器の例】  
設備振動試験器  
蛍光X線分析計

（出典）経済産業省

## 適用時期

平成26年3月31日までの事業供用分まで適用

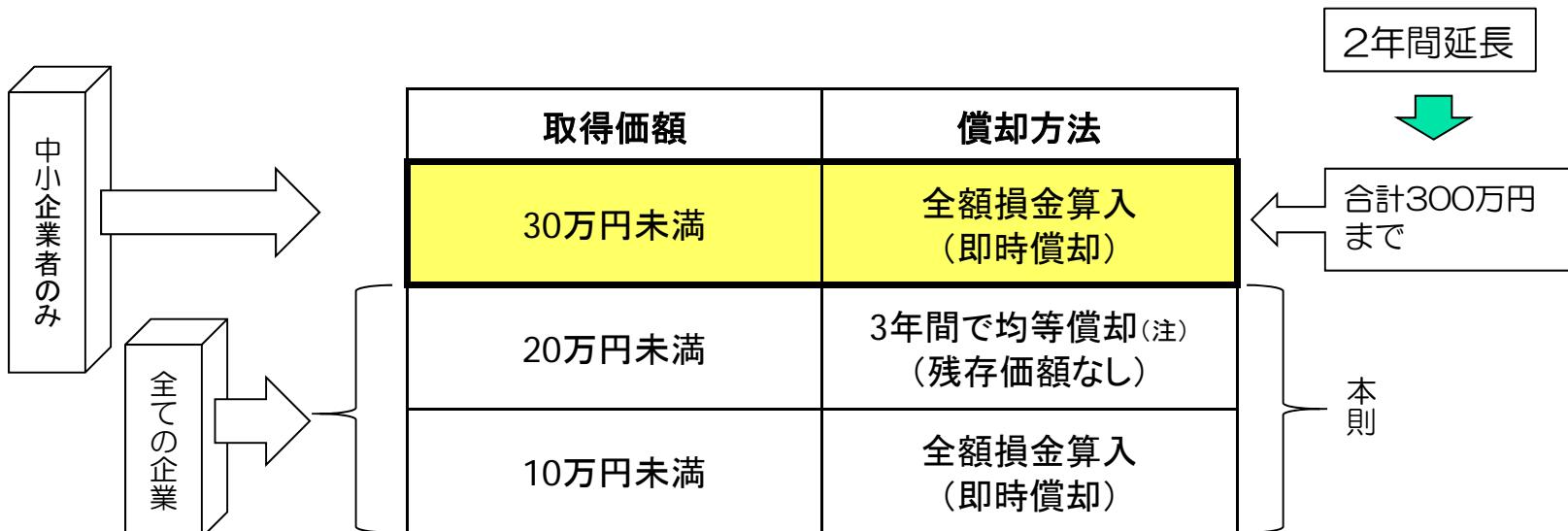
# 少額減価償却資産の損金算入の特例（法人税・所得税）

## ポイント

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度が2年間延長されます。

## 改正内容

中小企業者においては経理面での人員が僅少のため償却資産の管理負担や納税等の事務負担が相対的に重荷。本制度により中小企業者の①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、現行制度のまま2年間延長されます。



(出典) 経済産業省

## 適用時期

平成26年3月31日までの事業供用分まで適用

延長

# 交際費等の課税の特例（法人税）

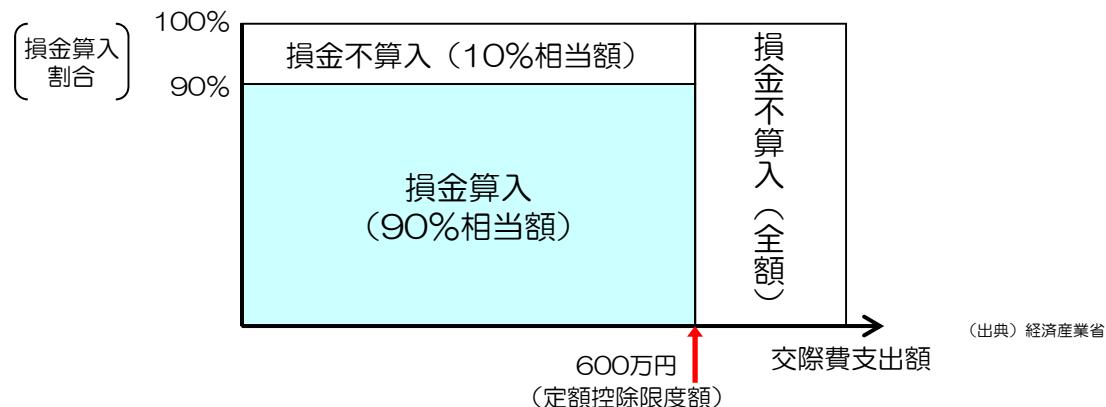
## ポイント

法人が支出した交際費は原則として損金不算入ですが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められています。この特例措置について、現行制度のまま2年間延長されます。

## 改正内容

現行制度のまま2年間延長（平成25年度末まで）

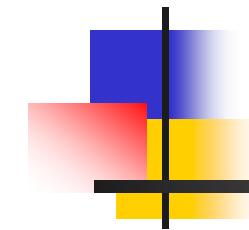
中小企業（資本金1億円以下の法人）においては、定額控除限度額（600万円）まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能



- (注1) 交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外（中小企業、大企業の区別なく適用）
- (注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入
- (注3) 資本金5億円以上等である法人との間にその法人による完全支配関係がある普通法人等が支出した交際費については、その全額が損金不算入
- (注4) 個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置なし

## 適用時期

平成26年3月31日までに開始する事業年度について適用



# その他の租税特別措置法関連

平成24年度税制改正案

# 租税特別措置法①（法人税関係：廃止・縮減等、新設）

## ポイント

研究開発税制・中小企業税制・環境関連投資促進税制・復興支援措置税制を除くその他の法人税関係の特例の「廃止・縮減等」は3項目、「延長・拡充等」は9項目になります。特例制度自体が完全に廃止されるのは1項目となっています。なお当初廃止が予定されていた項目で、平成24年3月31日が適用期限となっていたものに関しては適用期限の延長が行われているものもあります。また、地方税に関しては、「延長・拡充等」「新設」がそれぞれ1項目設けられています。

## 改正内容

### 法人税関係【廃止・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1)公害防止用設備の特別償却制度の範囲の見直し	対象資産からP C B汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を除外し、その適用期限が2年延長されます（所得税についても同様）。
(2)社会・地域貢献準備金制度の廃止	日本郵政株式会社法の改正を前提に、社会・地域貢献基金が廃止される場合には廃止されます。
(3)特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における範囲の見直し	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の買換資産の見直しを行ったうえで適用期限が3年延長されます（所得税についても同様）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ.土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300 m<sup>2</sup>以上のものに限定します。</li> <li>ロ.貨物鉄道事業用の機関車の範囲から入換機関車を除外します。</li> </ul>

### 地方税関係【新設】

項目	取扱い
新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る法人事業税に関する資本割の課税標準の特例措置	資本金等の額の6分の5に相当する金額を資本金等の額から控除する資本割の課税標準の特例措置が講じられます。

# 租税特別措置法②（法人税関係：延長・拡充等）

## 改 正 内 容

### 法人税関係【延長・拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1)共同利用施設の特別償却制度の延長	適用期限が1年延長されます。
(2)特定再開発建築物等の割増償却制度における範囲の拡充	都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる認定計画にその認定があったものとみなされる特定都市再生緊急整備地域に係る整備計画が含まれることとなります（所得税についても同様）。
(3)海外投資等損失準備金制度の延長	適用期限が2年延長されます（(5)は所得税についても同様）。
(4)金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長	
(5)特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の延長	
(6)交際費等の損金不算入制度の延長	
(7)使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長	
(8)中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長	
(9)関西国際空港整備準備金制度の改組	所定の措置が講じられます。

### 地方税関係【延長・拡充等】

項目	取扱い
海外投資等損失準備金制度の延長	法人住民税について海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長されます。

# その他の措置①（法人税関係）

## 改 正 内 容

### 法人税関係

項目	取扱い
(1)地方公共団体情報処理機構（仮称）の法人税法別表一への追加	地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）が法人税法別表一（公共法人の表）に追加されます。
(2)独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務等の移管における措置	所要の法律改正を前提に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への石炭資源開発業務等の移管後も現行制度と同様の税制措置が講じられます（所得税についても同様）。
(3)資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除制度について	債務処理に関する計画に政府関係金融機関が債務免除等をすることが定められていることとの要件における政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行が追加されます。
(4)国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について	次の措置が講じられます（所得税についても同様）。 (イ)予算措置を前提に、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で戦略的省エネルギー技術革新プログラム事業（仮称）等に係るものが追加されます。 (ロ)関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の制定に伴い、対象となる国庫補助金等の範囲に新関西国際空港株式会社が公供用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき交付する補助金が追加されます。
(5)適格退職年金制度の廃止に伴う措置	平成24年3月31日をもって廃止される適格退職金制度に関し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられます（所得税についても同様）。

# その他の措置②（法人税関係）

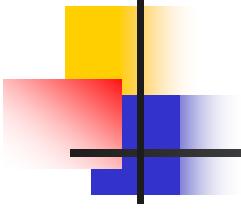
## 改 正 内 容

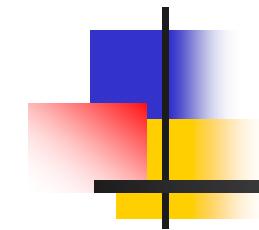
### 法人税関係

項目	取扱い
(6) 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づく組織再編成による新関西国際空港株式会社への資産・負債の継承について	所要の措置が講じられます。
(7) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）について	更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配意しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充されます。 (注)上記改正は、平成25年4月1日以降に開始する事業年度について適用

### 地方税関係

項目	取扱い
(1) 地方公共団体情報処理機構（仮称）の法人事業税非課税措置	地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）について法人事業税の非課税措置が講じられます。
(2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲について	電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置が講じられます。
(3) 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について	法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられます。
(4) その他、国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、所要の措置が講じられます。	





# 復興支援措置関連

平成24年度税制改正案

# 復興支援措置（資産課税関係①：延長・拡充）

## ポイント

東日本大震災の復興支援を目的とする措置が創設・拡充されます。資産課税関係としては、被災者の住宅取得等資金の贈与税の非課税措置や被災者向け貸付けに係る登録免許税・印紙税等の軽減・非課税措置、一定の被災地域・被災者に対する登録免許税・固定資産税・不動産取得税等の非課税措置などがあります。

## 改正内容

### 【拡充】東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

項目	取扱い
非課税限度額（現行1,000万円）	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合 1,500万円
適用期限：平成26年12月31日まで	上記以外の住宅用家屋の場合 1,000万円

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用

### 【延長】株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

項目	取扱い
東日本大震災の被災者への貸付けに係る抵当権の設定登記等に対する軽減税率	適用期限を平成28年3月31日（現行 平成25年3月31日）まで延長する等の措置

### 【拡充】株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税

項目	取扱い
消費貸借契約書の印紙税	当該金銭の貸付けの条件が当該被害者の支援に資する有利な条件となることを前提に、印紙税を非課税

# 復興支援措置（資産課税関係②：新設）

## 改 正 内 容

### 【登録免許税】

項目	取扱い
土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税	平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に、信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合で、その公共・公用施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする措置

### 【固定資産税・都市計画税】東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に係る措置

項目	取扱い
避難等の指示が解除されていない区域のうち、各年度において市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を免除する措置	平成25年度以後当分の間の措置（現行平成23年度及び平成24年度のみ）
前年度の課税免除の対象区域であって新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置	減額対象期間を課税免除の対象外となってから原則3年度分（現行単年度分）
	平成25年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置（現行平成24年度のみ）

### 【不動産取得税】

項目	取扱い
東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、一定の要件を満たす鉄道施設の敷地の用に供される土地を取得した場合の不動産取得税	不動産取得税を非課税（平成29年3月31日までにおこなわれた場合に限る）

# 復興支援措置（法人課税関係①：新設）

## ポイント

東日本大震災の復興支援を目的とする措置が創設されます。法人課税関係としては、原子力災害からの復興支援と被災事業者等向け二重ローン対策があります。

## 改正内容

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置が講じられます（法人地方税・所得税についても同様とします）。

### (1) 原子力災害からの復興支援（福島県全域に係る措置）

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により県内の全ての地方公共団体が、復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象になります。そこで作成された認定復興推進計画に基づき、下記①～⑤の国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置を適用することができます。

- ①復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度  
⇒税額控除は4年間繰越可能（下図参照）
- ②復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- ③復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- ④再投資等準備金制度
- ⑤再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

復興特別区域制度		
特別償却	【選択】	
資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	
税額控除	【選択】	
資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

\*復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

特例措置		
特別償却	拡充	【選択】
資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	解除の日から5年間
機械装置		100%
建物・構築物		25%
税額控除	【選択】	
資産等の区分	取得等の時期	解除の日から5年間
機械装置		15%
建物・構築物		8%

\*復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

(出典：財務省)

# 復興支援措置（法人課税関係②：新設）

## 改 正 内 容

### (2) 原子力災害からの復興支援（避難解除区域に係る措置）

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の規定の解除の日から下記①・②を適用することができます

①避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

⇒解除の日以後5年を経過する日までの間に機械等を取得等した場合

⇒税額控除は4年間繰越可能（下図参照）

②避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

⇒解除の日以後3年を経過する日までの間に、被災事業者である旨の確認を受けた日から5年の間の避難解除区域の事業所における被災被用者に対する給与等支給額（各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る）の20%を税額控除できることになります

※1、上記②は、上記①または（1）-②、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度を適用した場合は、この適用はできません。

復興特別区域制度		
特別償却		
資産等の区分	取得等の時期	
機械装置	~H26.3.31	H26.4.1～H28.3.31
建物・構築物	100%	50%
	25%	
税額控除		
【選択】		
資産等の区分	取得等の時期	
機械装置	~H26.3.31	H26.4.1～H28.3.31
建物・構築物	15%	
	8%	

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

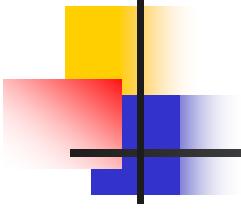
特例措置		
特別償却		
拡充		
資産等の区分	取得等の時期	
機械装置	~28.3.31	
建物・構築物	100%	
	25%	
税額控除		
【選択】		
資産等の区分	取得等の時期	
機械装置	~28.3.31	
建物・構築物	15%	
	8%	

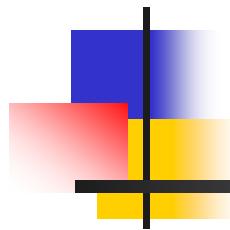
※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

（出典：財務省）

### (3) 二重ローン対策

(1)貸倒引当金制度	適用法人に、株式会社東日本大震災事業者再生機構が追加されます。
(2)期限切れ欠損金の損金算入	東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から債務免除を受けた場合に適用できます。





# 国際課税

平成24年度税制改正案

# 過大支払利子税制の導入①

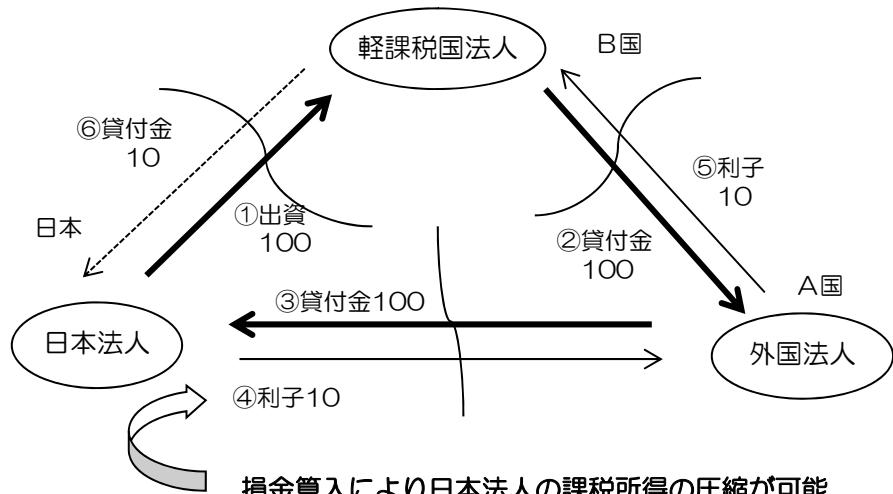
## ポイント

主要先進国の税制及び租税条約の傾向を踏まえ、関連企業間の過大支払利子を利用した所得移転を防止するため、所得金額に比し過大な利子額を損金不算入とする措置が導入されます。

## 改正の考え方

- 従来は、関連企業間での借入れを恣意的に設定し、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮しようとする租税回避行為が可能でした。
- 主要先進国では、租税条約において利子の源泉地国免税を進めるとともに、支払利子の損金算入制限措置を強化する傾向にあります。
- 我が国では、過大支払利子を利用した所得移転防止措置が十分でなかったことから、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置を導入することが必要となります。

### 租税回避の想定事例



### 過大支払利子の判断基準とその対応策

過大支払利子の判断基準	対応する我が国の制度
①利率が過大	移転価格税制（注1）
②資本に比して負債が過大	過少資本税制（注2）
③所得金額（利払前）に比して支払利子額が過大	今回の改正で導入

(注1)移転価格税制とは、所得の海外移転を防止するため海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたとみなして所得を計算し、課税する制度

(注2)過少資本税制とは、資本の一定倍率を超える負債に対する支払利子を損金不算入とする制度

(出典：内閣府 一部加除)

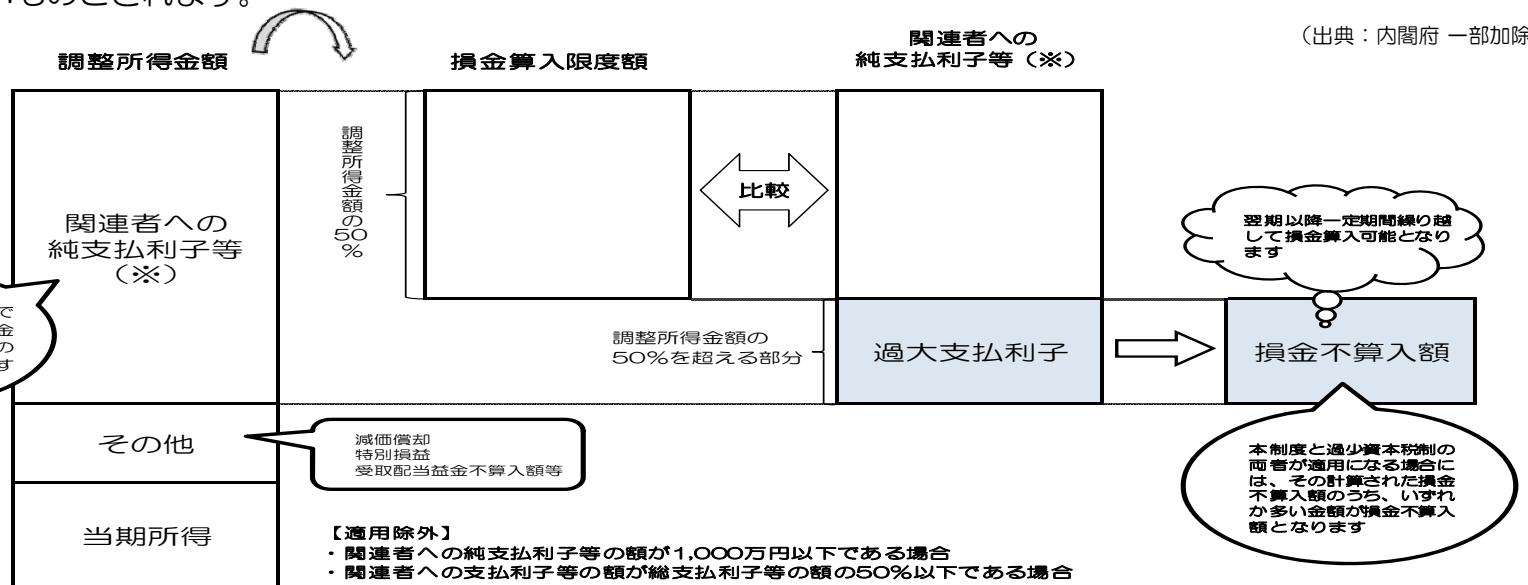
# 過大支払利子税制の導入②

## ポイント

関連者間の利子を利用した租税回避への対応を行うため、過大支払利子税制が新たに導入されます。法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、当該部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとされます。

## 改正内容

法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとされます。



\*関連者（持株割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等）への支払利子等の額からこれに対応する受取利子等の額を控除した純支払利子等の額が対象とされます

## 適用時期

平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 過大支払利子税制の導入③

## 改 正 内 容

### 【他の制度との関係】

#### ①過少資本税制との適用関係

本制度と過少資本税制の双方が適用となる場合には、その計算された損金不算入額のうちいずれか多い金額が当期の損金不算入額とされます。

#### ②外国子会社合算税制との適用関係

内国法人が関連者である外国子会社等に対して支払った利子等につき外国子会社合算税制と本制度の双方が適用となる場合には、本制度による損金不算入額（その外国子会社等に対する支払利子等に係る部分に限ります）から外国子会社合算税制による合算所得（その外国子会社等に係る部分に限ります）に相当する金額を控除する等の調整を行うものとされます。

### 【その他】

①適格合併又は100%子会社の解散による残余財産の全部分配がおこなわれた場合において、被合併法人又はその子会社が繰越損金不算入額を有するときは、その繰越損金不算入額を合併法人又は親会社に引き継ぐものとされます。

②その他所要の措置が講じられます。

### 【連結納税における過大支払利子税制の適用】

#### ①損金不算入額

- 次の(1)の合計額からこれに対応する次の(2)の合計額を控除した残額が連結調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は当期の損金の額に算入しないものとされます。

(1)各連結法人の関連者支払利子等の額 (2)受取利子等の額（グループ内の他の連結法人からの受取利子等は除かれます）

- 連結調整所得金額の計算における調整は、原則として単体納税の場合と同様とされますが、グループ内の他の連結法人からの受取配当等に係る益金不算入額等については加算の対象としない等の調整を行うものとされます。

#### ②適用除外基準

次のいずれかに該当する場合には、過大利子税制の適用はないものとされます。

- その連結事業年度における各連結法人の関連者純支払利子等の額の合計額が1千万円以下

- その連結事業年度における各連結法人の関連者支払利子等の額の合計額が各連結法人の総支払利子等の額の合計額の50%以下  
なお、総支払利子等の額には、関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとされます。

## 適用時期

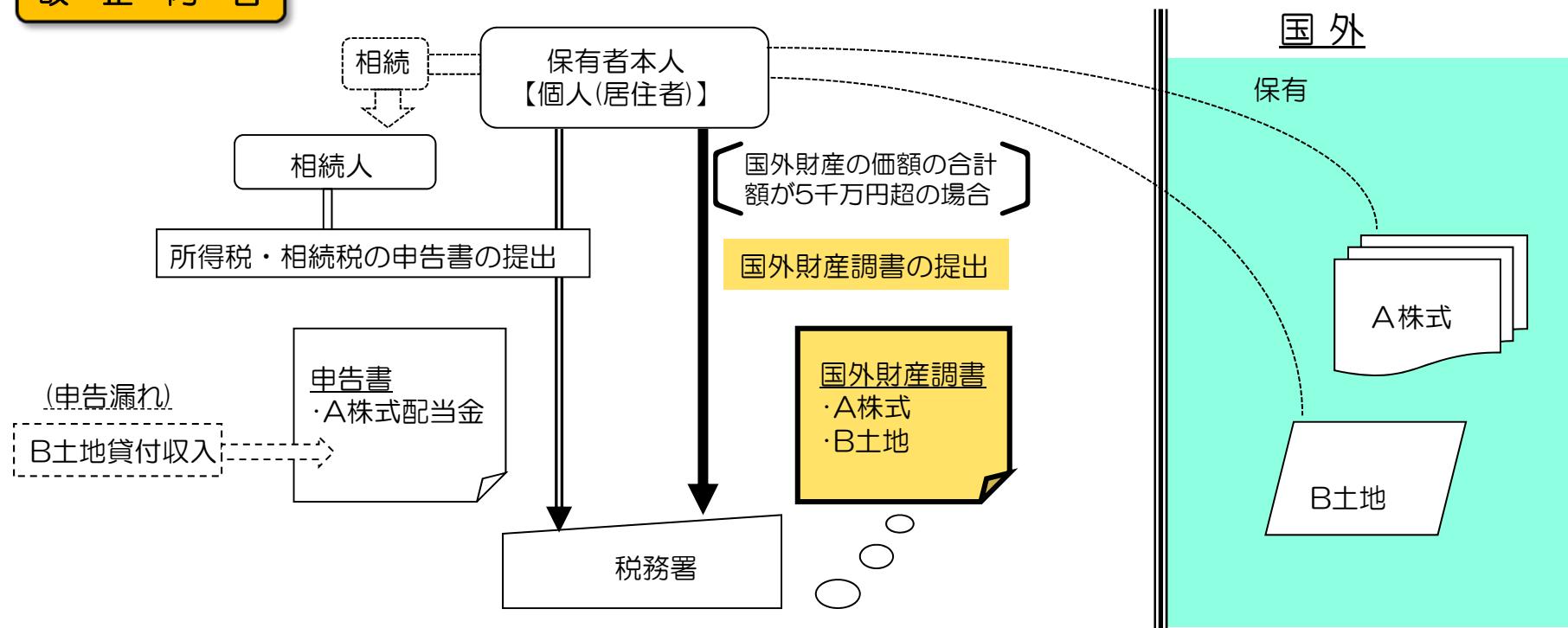
平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 国外財産調書制度の創設①

## ポイント

その年の12月31において国外に5,000万円超（合計額）の財産を所有する居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年3月15日までに提出しなければならないことになります。

## 改正内容



※財産の評価については、原則として「時価」とします。ただし、「見積価額」とすることも可能です。

また、国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しません。

## 適用時期

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用

# 国外財産調書制度の創設②

## ポイント

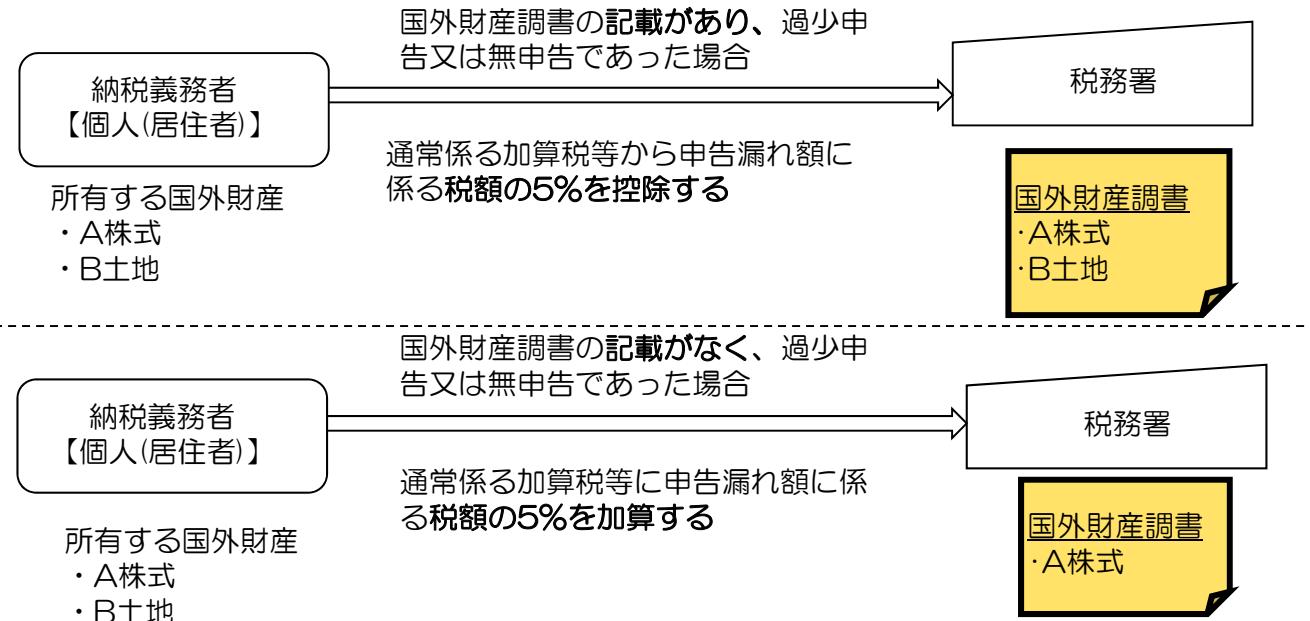
国外財産調書の不提出・虚偽記載の罰則が定められるほか、国外財産の所得等の申告漏れがあった場合の、加算税等の優遇措置・加罰措置が創設されます。

## 改正内容

### ・国外財産の所得等の申告漏れが発覚した場合

- ①国外財産調書に国外財産の記載がある部分 ⇒ 過少（無）申告加算税を5%軽減（所得税・相続税）【優遇措置】
- ②国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分 ⇒ 過少（無）申告加算税を5%加重（所得税）【加罰措置】

### ・国外財産調書の不提出・虚偽記載があった場合、法定刑として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます（情状免除規定あり）。



## 適用時期

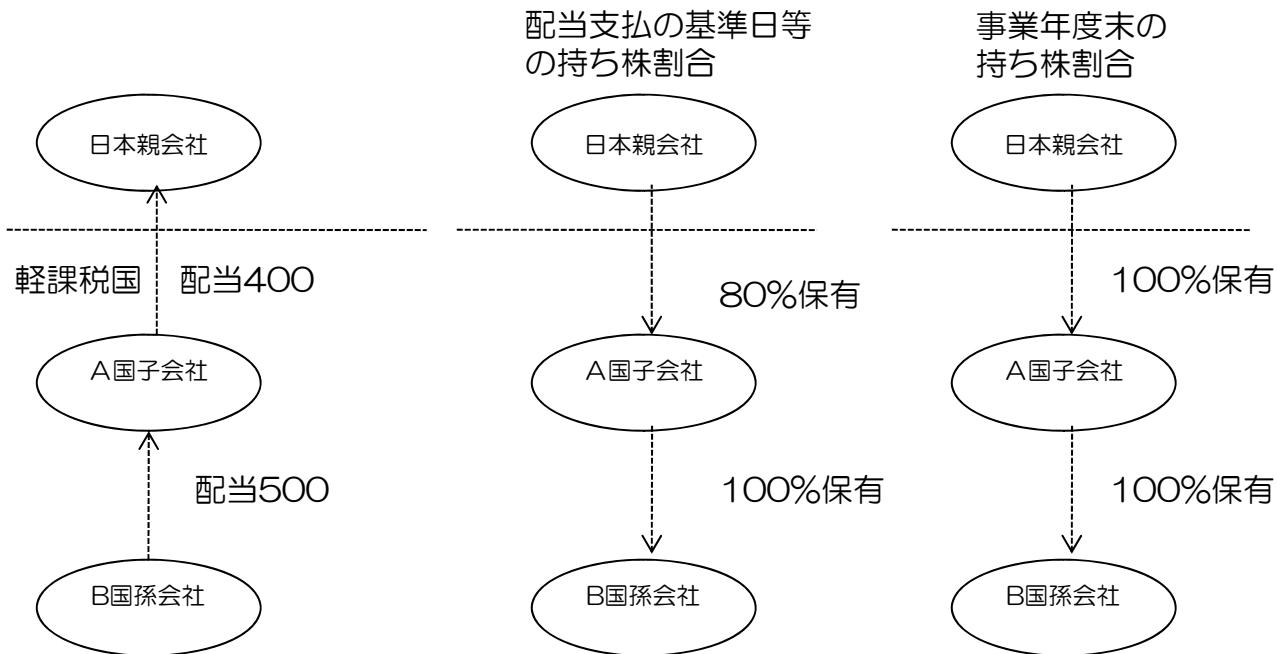
平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。国外財産調書の不提出・虚偽記載に関する罰則は、平成27年1月1日以降提出すべき国外財産調書について適用。

# 外国子会社合算税制等に係る二重課税調整措置の見直し

## ポイント

内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を通じて受けた受取配当等がある場合の二重課税調整が見直されます。

## 改正内容



内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた外国孫会社から、外国子会社を通じて受けた配当等（以下「間接配当等」という）の額がある場合の二重課税調整について、内国法人等がその事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日又はその基準日に相当する日（現行：事業年度末）における内国法人等の外国子会社に対する持ち株割合を用いて、その間接配当等の額を計算することとします。

# 国際課税原則の見直し

## ポイント

非居住者及び外国法人に対する課税原則についてOECDモデル租税条約の改正等を踏まえ見直されるとともに、必要な法整備に向け具体的な検討が行われます。

## 検討内容

### 【現状】 総合主義

<外国>



<日本>



支店帰属所得

本店帰属所得

本店に帰属する所得も合算して申告

### 【検討方向】 帰属主義

<外国>



<日本>



支店帰属所得

本店帰属所得

➡ 申告対象外

支店に帰属する所得のみ申告

「総合主義」：恒久的施設（PE）を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属する所得に限ることなく、すべての国内源泉所得に課税すべきという考え方

「帰属主義」：恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方

# 国際課税 租税特別措置法

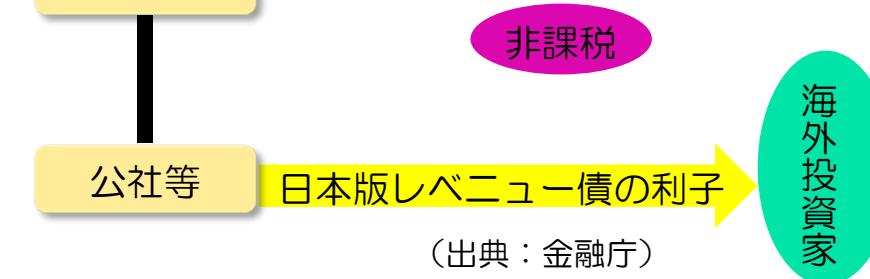
## ポイント

非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度について、非課税範囲の拡充等が行われます。

## 改正内容

- ① 日本版レバニュー債（下図参照）
- ② 振替公社債の利子等の非課税制度について、特定振替機関の営業所等を通じて振替記載等を受けている受益者等課税信託（外国年金信託を除きます）の信託財産に属する振替公社債につき支払を受ける利子等に係る非課税適用申告書の提出等の非課税適用に関する手続においては、当該特定振替機関に代えて、当該受益者等課税信託の受託者がその手続を行うこととします。
- ③ 民間国外債等の利子の非課税制度について、特定民間国外債の要件である販売制限の対象となる特殊関係者の範囲から、民間国外債の発行者と引受契約等を締結する者（当該民間国外債の発行者と引受契約等を締結する他の者から当該引受契約等に基づく募集等の残部の取得をする場合の当該取得をする者に限ります）を除外します。

地方公共団体



「日本版レバニュー債」：

地方公共団体との間に完全支配関係（発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係）がある公社等が発行する債券で、その利子が当該公社等の利益等に連動するもの（利益連動債）をいいます。有料道路、公営住宅等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定されます。

## 適用時期

- ①② 平成24年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子等について適用
- ③ 平成24年4月1日以後に発行される民間国外債について適用

# その他の国際課税

## ポイント

税務行政執行共助条約や二国間条約の国内担保法を整備する観点から現行の租税条約実施特例法の徵収共助の規定について見直しが行われます。

## 改正内容

### (1) 徵収共助・送達共助に係る国内法の整備

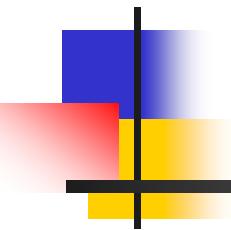
- ① 外国租税債権の優先権の否定に関する規定の整備
- ② 徵収共助等を実施しない事由の整備
- ③ 徵収共助等の実施のための手続等の整備
- ④ 送達共助の実施のための手續等の整備
- ⑤ その他所要の措置

### (2) 関税

- ① 個別品目の関税率の改正  
基本税率の無税化  
「しょうが（生鮮のもの以外のもの）（HS0910.10-2-(2)ex）」及び「主として香料用、医療用等に供するその他の植物（HS1211.90-4ex）」のうちの漢方薬原料並びにふつ化水素（HS2811.11）
- ② 暫定税率等の適用期限の延長（1年）  
平成23年度末に適用期限が到来する暫定税率（415品目）  
特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉についての発動基準の特例を含みます）
- ③ 特惠関税制度に係る改正
- ④ 通関関係書類の簡素化
- ⑤ 免税コンテナーの国内運送への使用に係る条件等の緩和
- ⑥ 海上コンテナー貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化
- ⑦ 外国税関当局との情報交換の拡充
- ⑧ 両罰規定に係る公訴時効期間の見直し

## 適用時期

(1) 平成25年7月1日から適用



# 金融証券税制

平成24年度税制改正案

# 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

## ポイント

上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例等の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲が拡大されます。

## 改正内容

損益通算が認められる対象範囲に、「信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます）の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの」が追加されます。

### 金融商品に係る課税方式（現状）

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）
債券・公社債投信・預金	源泉分離（利子所得）	非課税
デリバティブ取引	申告分離（雑所得）	

公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討

(出典) 金融庁

# 日本版ISAの事務手続等

## ポイント

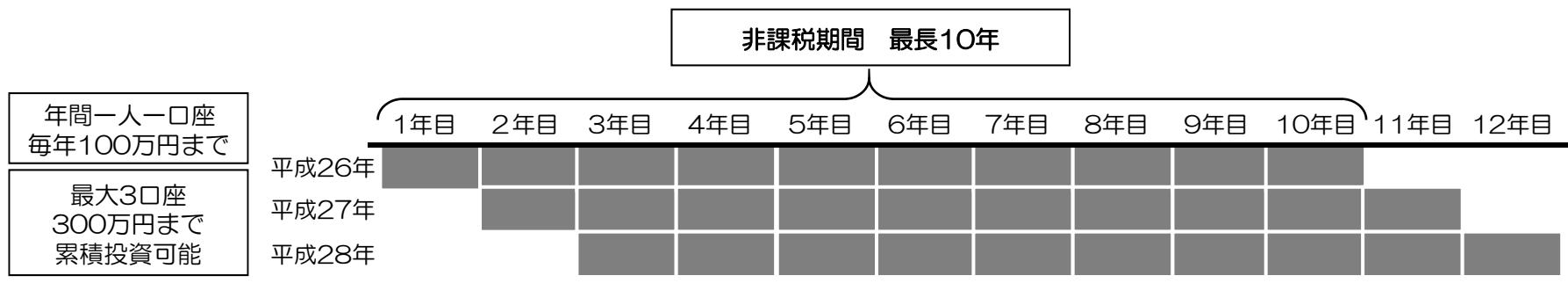
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ISAの利便性の向上及び事務手續が簡素化されます。

## 改正内容

①非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載が不要とされます。

※非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載します。

②非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとされます。



## 適用時期

平成26年1月1日から導入

# 特定口座年間取引報告書の交付

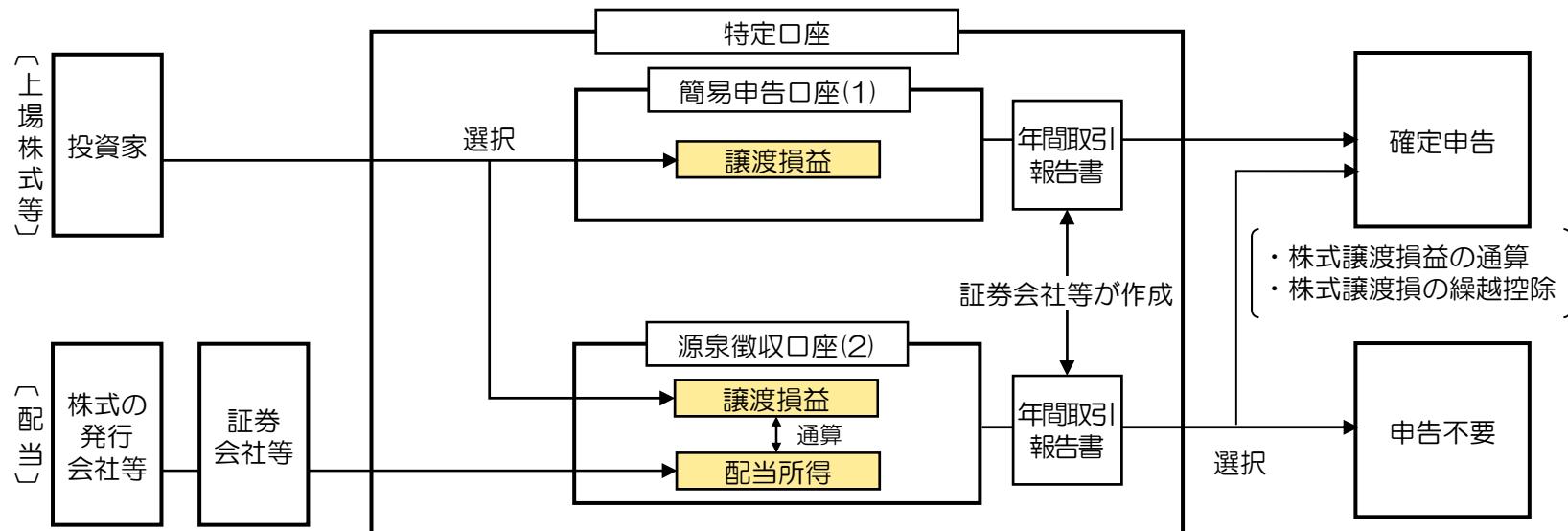
## ポイント

特定口座年間取引報告書の交付の取扱いが変わります。

## 改正内容

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、その年に取引のなかった特定口座については、当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する「特定口座年間取引報告書」の交付を要しないこととされます。

※当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、当該報告書を交付しなければなりません。



(出典) 財務省